

報告書発行にあたって

2002年11月からの学校教育法の一部改正に伴い、大学は教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、文部科学大臣の認証を受けた評価団体による評価を受け、その結果を公表することが義務付けられた。

評価結果を公表することにより、大学は評価団体からだけでなく、広く社会一般からも評価を受けることになる。また、これまでの事前規制から事後チェックに移行されたことは、大学自身がその責務において継続的に自助努力を続け、大学としての社会的使命を果たすことが、これまで以上に要求されているものと言える。

本学ではこのような背景を踏まえ、点検・評価に係る学内諸規程を見直し、学校法人東京工芸大学点検・評価規程を新たに制定（平成17年11月26日付け）し、学内体制の充実を図った。理事長を委員長とする学校法人東京工芸大学評価委員会を筆頭に、自己点検・評価委員会及び自己点検・評価報告書編集委員会等の作業部会を設置し、大学全体として取り組みを進めることとなった。

本報告書は、本学の理念・目的を果たすため自ら点検・評価を行うとともに、財団法人大学基準協会の相互評価を申請するため、2006年5月1日現在の状況を2006年度自己点検評価報告書として取りまとめたものである。

本学では、これまでも2001・2002年度自己点検・評価報告書、2003・2004・2005年度自己点検・評価報告書を刊行しており、これに引き続いての刊行となった。

報告書作成に係る実務は、自己点検・評価委員会及び編集委員会がその中心となった。これらの委員会は、報告書の作成だけでなく、平行して本学の状況を財団法人大学基準協会の評価項目に照らす作業をも行った。この作業を行うことで、本学の教育、研究、施設・設備、社会貢献、管理運営、財政等の多岐にわたり点検が行われることとなった。不十分な項目については全て審議し、該当する部署に改善・対策等を依頼した。

その結果、一例を挙げれば、規程の整備や、履修単位の上限設定の導入、GPA制度の導入といった成果へとつながった。

「東京工芸大学は、社会に有為な職業人の養成を目指し、確かな基礎教養の上に、先端のテクノロジーやメディアを用いて社会の発展のために活躍することのできる実践的人材と、工学と芸術学の知識・技術と感性を融合した新しい分野の創成に貢献できることのできる創造的人材を育成する」という本学の基本理念を实践し、教育を通して社会貢献を果たすことができるよう、これからも教職員が一丸となり、不断の改善・改革を推進していく所存である。

2007年4月

学校法人東京工芸大学 理事長

学校法人東京工芸大学評価委員会 委員長

小野茂夫